

Title	門松と松門
Sub Title	
Author	中島, 竝(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.1 (1928. 3) ,p.43- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280300-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

門松と松門

門松は冥途の旅の一里塚とは、奇矯なる狂雲和尚の警句、何様僧禪の云ひさうなる言。されど余は想ふ、禪僧ならでも、我が國の事情に通ぜぬ支那人より之を觀ば、恐らく其れに近き觀察を下しはすまじきか。彼國の風として、五蠶松（五葉松）は、普通人家の庭園にも植る者なれども、兩葉の松は、大抵墓地に植る者にて、寺廟の地域には、往々見受くれども、人家の花園などには、殆と見し事なし。しかのみならず、彼國には松人松獅松鶴松傘松亭などとて、何れも大官富豪などの葬送に、人夫が行列を爲して擔ぎ行く者あり。丁度西洋流に、葬式に知人などより花束花輪を贈ると同意にて、此も人より贈れる者なるべし。（但此場合、松とは云へど、其實は杉の葉にて、一般彼國の俗間には、松も杉も、一と口に松樹ソシキと云ひ、又柏をも松柏ソンバイと云ひて、區別を置かず、松は凡そ是等針葉樹の總稱の如く、分けて云ふ必要ある時にのみ、松を馬尾松マーティンと云へり）されば松は、我國現今の目出度時に、目出度物として松を使ふ習慣と同からず。殊に我國には明治以來、兎角西洋式にて、やゝもすれば、杉の葉にて縁門を作り、

歓迎奉祝何のかのとて、持て騒ぐ事となれど、これなどこそは、支那人より觀れば、正しく松亭松傘の類、冥途の旅の歓迎門とも見らるべきなれ。されば又近時彼等は、盛に西洋墓仿及び東洋（日本）墓仿を行へども、歓迎奉祝其他凡そ御目出度意味の時にばかりは、決して此縁門を作るに倣はず、彼等一流の結縄懸燈式の牌樓バイコウを建てゝ之を祝せり。是が爲め自然費用は嵩む可きにも拘はらず、御幣擔ぎなる彼等は、吝嗇なれども、費用を惜まず、是其葬式に似たるが爲め禁忌の故なるべし。

そもそも我國にて、門松を飾り始めし事は、いつの頃の習はしなるにや、六國史は云ふに及ばず、其他の古き物にも、確なる據り處ありや否や、我國の上古に、さしも松を目出度き物にしたりとも思はれねば、國學者間には、古は榦葉を用ゐたりしが、後世松に變れる由を云ふ者あり。純日本風といふ方面より云へば、大抵さもありぬべく推し測らるれど、それ將た確據證文あるにも非ざるべく、又いつの御代の頃よりといふ事も詳ならざるべし。さて余は想ふ、我國嘗今之正月の儀式は、大抵和漢折衷といふよりも、寧ろ混合式にて、甚だ純粹なる者に非ず。屠蘇の唐代より傳はりたるは、申すに及ばず、其他にも唐代の例と見ゆる者もある中に、唯鏡餅を供へ注連を引き廻はす事のみは、全く我國の故事に起れる者にて、曾て彼國には無き事なり。されど其れさへ漢學者間には、桃符葦索の故事を引て、注連はやがて葦索の變化ならんといふ者もあり。余を以て之を觀れば、此は正しく我國神代の故事にて、是のみ

し、天照大御神を、招き返し奉れるに異ならぬ者なれば、此式は日本紀古事記の神代の卷を、其儘用ゐて之に擬へたる者にて、鏡餅は當初岩戸の前に獻りし御靈鏡に擬へ、それに今一つ少し小さきを副ふるは、太玉命の御幣ミテグラとして神に懸けし鏡の、天の岩戸に觸れて少し缺けたりと云ふに擬へし者、又注連繩は、云ふ迄もなく、天の兒屋根命の、此處より内に莫入ナシましましそと申しつゝ、天の岩戸に引き渡したるしりくめ繩に擬へたる者なる事、今もしめ繩と云へるが、即ちしりくめ繩の省語なるにて知るべし。されば此は紛ら方無き我國風なり。されど、餅を用ひて鏡に擬ふる事、何に因て起り、いつの代に始れるにや。此は研究の要あるべし。想ふに中古我國には正月歯固の餅を祝ふ事あり、其餅が神棚に供ふる鏡に移りて、遂に鏡餅となれるには非るか。若しさもあらば、歯固といふ事は、何に因りて起れるか、疑もなく彼國の膠牙餠より移りし風なるべし。彼國には多く糯米を擣て食ふ事無ければ、糯米を擣て食ふ者を、我國にては昔よりもちと云ひ、字には餅と書けど、其實此は古人の誤譯にて、彼國にて餅と云へるは、糯米にて作れる食品の義にはあらず、麵粉にて作り、殊に扁圓形なる者を云ひ、之を焼きたるは焼餅、蒸したるは蒸餅、熱き汁の中に入れて食ふは湯餅、食法も多少相違し、形製も多少異なれども、其扁圓なるは皆一なり。同じ様なれども、腰を高く頭を丸くしたるは饅頭にて、饅頭は頭の丸き故の名、饅頭の如くなれども、頭を十文字に割りて蒸したるは、猶十字餅と云ひ、總て扁圓形なるを餅と稱する故に、外國の扁圓形なる金銀貨幣をも、金餅銀餅と云へり。今、我國にて煎餅といへるは大抵扁圓形なり、此

のみは本語に近し。餅の糯米にて作れる食品の義ならぬ事、推して知るべし。但かく云へばとて、彼國には糯米にて食物を作らぬにはあらず、作りても其を餅と云はざるのみ。黏糕といふ者あり、稍我國の餅に似たれど、臼杵にて擣て作れる者にあらず。糯米を粉にして、蒸して壓搾して、厚さ三四寸、幅二三尺、長さ四五尺に作り、中に大棗など雜せて甘味とし、薄く切りて、串などにさして食ひ、或は粟にて作る事もあり。此は歲末などに大道端などに賣る、一寸我が餅に似寄りし者なれども、總て正月の儀式に用ゐる者に非ず、所謂る粗點心にて、上級の食品に非ず。又元宵といふ者あり、此は糯米の粉を、團子の如く作り、中心に砂糖を包み、油に揚げても、湯の中へ入れて汁粉の如くしても食ふ、正月上元を中心遣り取りせらるゝ食品なり。以上は皆擣て食ふ者にあらねども、亦糯米を擣て食ふ事も全く無きに非ず、其は北京其他都會の地には見えねども、各省地方の片田舎などには、我國のもちと同き食品あり、是も亦粗點心にて、黒砂糖など付けて、下等人の食物とす、之を糍ツ粑バと云ひて、餅とは云はず。糍粑の事は、碧巖錄にも見えたれば、昔より有りし者の、今は邊僻の地にのみ殘れるなり。糍は粢の俗字なれば、擣て食ふものは、粢の字用ゐる可とす、餅の字は當らず(粢をば用ゐずして、餠即ち餠を用ゐしなり、此は老人の歯を抜けぬやうねばり付くる由に祝ふ者なれば、之を膠牙餠と云ひ、白樂天の歲日家宴戲示弟姪の詩に、歲盡後推藍尾酒、春盤先勸膠牙餠とある是にて、歲日は元旦なり、藍尾酒は屠蘇なり、屠蘇は幼者を祝する者なれば、老人は後に飲み、膠牙餠は老人を祝する者なれば、老人に先

つ觀むるなり。此膠牙の二字を、我が國語に翻譯して、齒固めと云ひ（牙齒後世通用する事、齒科醫を牙醫と云ふなどの例なり）我國には糯米を擣て食ふ慣例なれば、やがて餉を餅に轉じて、膠牙餉を齒固餅とし、かくして齒固餅を正月に必祝ふ事となれるは、恐らく此白樂天の詩の尤も行はれし頃よりの事なるべし。唐風模仿は、延暦弘仁を最とし、延喜天暦に及ぶ。白氏の長慶集は、弘仁天長の際に、入唐僧惠寧に因て將來せられ、爾來盛に行はれて、我國詩人の標的となり、菅丞相の如きは、其尤も之に私淑せる者、獨詩人のみならず、我國風にも及びて、歌人の思想に影響し、萬葉調の一轉して古今調となるも、長慶集に負ふ所無しといふ可らず。又長慶集の流行は、獨儒雅男子の間のみに止まらず、閨閣の中にさへ行はれて、當時の才媛なる紫式部清少納言の類、皆之を詣誦し、其の作物なる源氏物語枕草紙等には、自由に引用せられて、其の傳播察するに餘あり。されば屠蘇白散ビヤクサンや、膠牙餉やは、白氏文集に因て、始て我國に傳はりしには非ずとも、其傳播は恐らく白氏文集の傳播に隨て、益助成せられし者なるべく、屠蘇も齒固餅も、此間に在て我國に行はれし者とぞ思はる。さて此齒固の餅を多く擣く事より思ひ付きて、いつの程にか神棚に供ふる御鏡にも、之を應用する事となりて、鏡餅といふ者は起れりと覺えたり。果して然ならば、是のみは純粹なる我國風と思はるゝ者の内にも、幾分の加味ありて、完全なる土古の風とのみは云ひ難きに似たり。

かくて絶て彼國の風ならで、全く我國の習とのみ見ゆる鏡餅にさへ、轉々化々して、幾分の加味を免

れぬ形跡あれば、松飾の如きも、之と同例にて、絶て彼國の風ならぬど、此は又更に大に加味せられし者なるべく、而も其は全く別意の加味をも取添へられたる者とぞ覺しき。何となれば鏡餅注連繩を、天の岩戸の故事より起れりとせば、松飾は當然榦葉ならざる可らざるに、之に代るに松竹を以てせるは、單に松竹は、榦葉と同じく常縁なりと云ふのみの意に非ず。他にも意味ありげなれど、さしづめ詩經の斯干の、如竹苞矣、如松茂矣と云ふより取りて、重に祝意を主とせる加味と覺しく、我が國風は勿論、唐風をさへ委しく知らぬ輩が、松竹を單に目出度き者とのみ心得、彼國にて松を何如なる處に用ゐる者とも知らず、又我が古風をも打忘れて、我が國風にも非ず、彼の國風にもあらぬ、一種何と云はれぬ風習を作り出したる者にて、實は捧腹絶倒の次第なれど、今は破り難き我が國風の一となれるなるべし。又其飾に取添へらるゝ橙、串柿、擣栗、蝦、昆布、ゆづり葉の類、是又漸次に追加し、雜多に取添へられし者なるべく、何れも近世の事にて、古風の體とも思はれず。其我が中に昆布は、古き祝詞の内にも、大海乃物波荒布和布などいふ文あり、昆布は其類にて、固より神饌に供へらるべき者なれば、注連飾に添へらるべきは、當然とも云ふべきなれど、其を喜こんどと附會して、荒布和布は用ゐず、昆布のみを取れるは、後世の駄洒落なり。又擣栗を勝栗と附會して用ゐるは、勝を好む武家の代になりての取添なるべし。(擣くをかちといふ、餅も擣く者なれば、かちんといふ、是等より推して考ふれば、餅を多く擣きて食ふ事も、實は武家以後勝を祝ふの意に取りて、益盛に行はるゝ事となれるにはあらざるか) 串柿

橙を用るは、百事大吉（白柿大橋）と云ふ支那流の洒落を加味せし者なりといふ。此は恐らく足利氏の中世以後屢次入明せし商人輩が、寧波邊にて越年見聞せし所を見習ひ来て、よき事見たりとて取添へたるに始れるには非るか。（北京音は橋^{チューイ}と吉^{チイ}と同音ならず、南方の何方かの音なるべし）然るに此は我が普通の商人等には、耳遠き洒落なれば、更に蝦や譲葉やを取添へて、蝦は腰の曲れる所老人に似たりとて、俗に海老といひ、老年の義に取り、橙をだい／＼といふ故、老年となりて代を譲るの義として、代々譲葉と、日本流に洒落直したるなり、是などは恐らく江戸時代の駄洒落屋の作り變へなるべし。かくして今日の松飾注連飾は、大抵種々に附加せられて、雛式となりて、何れの國の原意も、いつの間にか、いづれにか消え失せて、今日の體となれる者とぞ思はる。

さてかく考へ来る時、松飾の盛に行はるゝ世となれるは、さしも古き事にはあらぬけにも思はるれど、又まさかに左程近世の事にもあらざるべく、之に關連して考へらるゝ者に、左義長^{サギチヤウ}あり、松拍子^{マツバチシ}あり。左義長は、昔時宮中に行はれし年中行事の一にして、左儀仗、三絃杖などいふ諸説區々にして、一定ならぬど、兎角は正月十五日に、左近の陣かなどにて竹を焼く儀式なり。此は正しく爆竹の式にして、爆竹は歲末年始殊に正月上元に行はるゝ者にして、唐人の詩にも見えたれば、唐朝時代に、唐風を摸して行はれ來りし者なるべく、本國の支那には、後世爆竹とは云へど、竹を用ゐず、紙を張りて作り居れど、當初我國に傳はりし時代には、實事に竹を用ゐしなるべく、隨て此式の古きを知るに足れり。松拍子は、

定まりたる式あるに非ず、地下にて之に倣ひ、更に松を加へて、焼き立てはやし立てゝ、打ち興ぜし者にて、爆竹は原意追儺と同じく、惡鬼を追ふ者なれば、大なる音響を起して、鬼を驚かすを主として、竹を焼きて松を焼かず、然るに此は松をも加へて、火をも盛にし、氣燄を擧げて、面白可笑しくはやし立て、騒ぎ立つるを主としたれば、遂に松拍子と名付けらるゝに至れる者と思はる、此事いつの代に始れりや、詳ならねど、其盛大となれるは、足利義満の時なりといふ。義満幼にして赤松氏に養はる、赤松氏其養君の心を取らんが爲に、種々に心を碎き、さて廣き庭に、松竹もて飾物を作り、はやし立て、舞ひ狂ひ、終ては松竹に火を付けて、焼き立てたれば、竹は鳴る、松は燃え上る、若公殊の外打ち興じ給ひ、痛く喜び給ひしより、年々之を執り行ひ、遂に京中の見物となりて、赤松氏の松拍子には、常に將軍家を始として、見物に招かれ、僧侶さへ之に加はれる由、蔭涼軒日錄に見えたり。上の好む所は、下之より甚しき習なれば、此風流行して、諸家之に倣ひしのみならず、遂に民間の風習ともなり、當時に行はれしに止らず、今に至るまで或る地方には、尙此風を傳ふる處あり。余は三四年前、群馬縣地方に遊びしが、一月十三四日頃の曉方と覺えたり、寐ながら聞けば、戸外に七八人の小兒の群と思はれて、早く起きないと、焼きますよと警告しつゝ、軒別に廻り行けり、何事やらんと問ひたるに、此地方には、今は衰へたれども、古き風習あり。正月諸家の取除けし松竹注連飾を、土地の小兒が貰ひ受け、閑地に持ち往き、松竹を柱とし、注連飾を張り廻して、小屋を造り、其中に大鼓など敲きて一夜を明し、曉方

になりて、諸人を呼び起して之を焼く、之をどんど焼きとも、道祖神焼きとも唱ふる由、是正しく松拍子の遺風にして、又左義長の餘習とも云はるべし。何となれば、其正月上元頃に行はるゝと、道祖神焼きと唱ふると以てなり。我國の昔に道饗祭ミチノアマツといふ事あり、此は道祖即ち^{チマダノカミ}御神を祭る事にして、海外人の來朝の時、若くは惡病流行の時等に行はれ、其方向道側にてする惡魔逐ひ拂ひの祭なり、左義長の爆竹も惡魔拂ひなれば、其義相同じ。此道祖神燒も、舊來は道中にて行ひしを、今は警察の取締にて島中などにてする事となりて、何故道祖神燒と云はるゝか、其理由も分らずなりたれど、其原意を推すに、大抵此の如し、此事余が知れるは此地方のみなれど、恐らく他の地方にもあるならん。されば爆竹に松が加はり、はやし物造り物となりて、原意は漸く薄らぎたりとも、當初は全く本志を失ひしには非ず、松の榦に代れるも、其常綠樹なるに變り無かりき。されど焼き立つるには、松の方を便なりとし、殊に多く用ゐるに於て、松を都合よしとす。かくて此松拍子の流行によりて、一層松を用る必要となり、且つ門松は一般の者となりて、終には榦を用ひし舊法を忘れ、又竹も本と爆竹用の者なりしを、原意を取違へて、唯目出度意味に、松竹を揃へて使ふ事の如くなり行き、今の世には是こそ純日本式といふ様になれるなるべし。されば門松は、足利氏以前より有り來りし例なりや否やは知らず、余より之を觀るに、其一般となり多く用ゐらるゝに至りしは、松拍子の盛となりし義滿以後の事なるべく思はれ、一休和尚は文明十三年に示寂せし僧、足利氏の中世に當り、恰も此門松全盛の時代に出會ひ、松拍子の面白さに

浮かれ興する人等に、大喝一聲、一里塚の警語を脳天よりあびせ懸けたりしには非ざりしか。

更に一步を進めて云はゞ、彼國の所謂る如竹苞矣、如松茂矣は、祝意には相違あらざるも、何の目出度さにも常に之を用ゐるには非ず、用處に因て、文句は同からず。而るに我が國の模倣家は、其等の事に、一向注意せず、いつも紋切形の挨拶にて、何事にも目出たしとては、松竹鶴龜、其他を知らず。

婚姻にも松竹鶴龜、出産にも松竹鶴龜、小兒の祝にも松竹鶴龜、老人の賀にも松竹鶴龜、床の間の置物、欄間の彫刻、書畫の幅額面、衣裳器物の紋様迄、目出たしとては、松竹鶴龜に非ざるはなし。松竹鶴龜は殆ど祝意の全幅、之を除きては、何を以て祝意を表す可きかを知らず、餘りに變化を知らざる無識さ、笑止の至なり。又時に松竹梅を目出度事に用る事あり、此は歲寒の三友にて、冬期には之を賞すべしも、祝意には非ず、松竹には、目出度由の本文ありとも、梅に何の本文ありや、時節はづれに賞すべき者に非ず、論外といふべし。されば是等は全く遣唐使も往復せずなれる世に、彼國の事情を深くも心得ず、單に彼國人の用る事を、何事もよき事とのみ思ひて、變化も知らず摹仿せる故なるべし。兎角白樂天を引合に出す様なれど、長慶集には、栽松の詩もあり、栽竹の詩もあり、又其句の中には鶴龜千年も見えたり、されば是等も長慶集の廣く俗間にまで行はるゝ事となれる世に、取り集めて目出度事の限とし、後又歲寒の三友が混同して之に加はり、何に寄らず祝意を表する事とては、松竹梅鶴龜となり、正月の松飾も、原意は失はれて、唯目出度由に松竹を立つる事の如くなれる者にて、彼國の風を面のあたり見

し遣唐使往復時代に、此事あるべくも思はれず、松は古より彼國には墓地に植る木なるを、長年實地に目撃せる留學生等が、いかでか黙して之を見逃すべき。

かく言へば、我國にのみ居て、松を目出度事の例にのみ引く人よりは、異様に思はれもすべきが、事實彼の國には、松柏は陵墓に植る主木にして、現在確に然るのみならず。古書にも歴々其證あり。其尤も明に之を言へるは、淮南子の齊俗訓にて、殷人之禮、其社用石、祀門、葬樹松、其樂大護晨露、其服尙白、周人之禮、其社用栗、祀竈、葬樹柏、其樂大武三象棘下、其服尙赤とあり。淮南子は漢の高祖の孫淮南王劉安の作なれば、此は漢初の傳にて、古よりかく傳へられしなるべく、柏は周代より、松は更に其れより古く殷代よりして、墓木に植ゑられし者なり。司馬遷は劉安と相前後したる時代の人にて、之を其作れる史記晋世家に裏書して云く、重耳謂其妻曰、待我二十五年、不來乃嫁、其妻笑曰、犁二十五年、吾家上柏大矣と、此事左傳より出で、原文は就木とのみありて、何木とも云はれねども、司馬遷は周代の事なればとて、之を引直して柏と云へるなり。されば殷人は松を植ゑ、周人は柏を植るといふ説は、淮南王一家の言のみに非ずと知られたり。さて秦代に在ては、何木を植ゑたりけん、明文を見ざれば知り難けれど、猶松柏二樹の外には出でざるべく、他樹を用ひたとも思はれず。漢代に在ても松柏なりし事知られて、漢書外戚傳班婕妤の賦に、願歸骨於山足今、依松柏之餘休と云ひ、注に山足、謂陵下也とあり、婕妤は班固が姑、前漢の孝成皇帝の婕妤なれば、生きて皇帝の恩澤を受けたる身の、

死ても願くは帝の陵下に骨を埋めて、陵上の松柏の事を、君が惠の露と頼み參らせんといふ意にて、皇帝陵上に松柏を植ゑられたる事明なり。又宣元六王東平思王傳の註に、皇覽云、東平思王冢在無鹽、人傳言、王在國思歸京師、後葬、其冢上松柏皆西靡也とあり、さらば諸王の塚にも、松柏を植ゑしなり。又東方朔か傳に、柏者鬼之廷也とありて、注に言鬼神尙幽闇、故以松柏爲廷府也と云へり、此も亦松柏は墓木なれば、其下を鬼神の廷府と云へるなり。此外文選の古詩十九首の内にも、驅車上東門、遙望郭北門、白楊何蕭々、松柏夾廣路、下有陳死人、杳々卽長暮といひ、出郭門直視、但見丘與墳、古墓犂爲田、松柏擢爲薪、白楊多悲風、蕭々愁殺人などもいへり、此は誰が作とも知られねど、前漢人の作なる事は、古今の許す所なり。さては此は雜人の墳墓にも松柏を植ゑたるなり。是前漢も周秦の後を受けて變ぜざりし事灼しく、後漢に至りても猶然りし事は、爲焦仲卿妻作といふ一篇の古風あり、仲卿夫妻情死の事を歌ひて、頗る委曲を極め、其末にかく云へり、兩家求合葬、合葬華山傍東西植松柏、左右種梧桐と、又漢末陳琳が爲袁紹檄豫州に、梁孝王先帝母昆、墳陵尊顯、桑梓松柏猶宜肅恭と見ゆ、是後漢も亦同く然りし事明に、又唐人李商隱の詩に、誰料蘇卿老歸國、茂陵松柏雨蕭々と見ゆ、茂陵は漢の武帝の陵、商隱唐末に生れたれど、茂陵に松柏の古木となりて立てるを目驗して、かくは歌へるなるべし、以上は皆漢人の陵墓に、松柏を植ゑたりし證文なり。降て曹魏となりても、此風一定して變らず、曹操は一世の姦雄、されど死ぬる今は、案外愚癡にて、其得意時代に豪奢を極めし銅雀臺の

面白さが忘れ切れず、遺命して當時の歌妓美人音樂師等をば、一切臺中に籠め置き、終身離散せしめず、されば此輩は生き埋め同様、一生を恨めしく明し暮して、臺中に死したり。後人之を憫みて詩を作りて其事を歌へる者多く、謝元暉は「鬱々西陵樹、詎聞歌吹聲」とのみ云ひて、此鬱々たる木の何種の者なりやを言はざれども、唐人の詩に因て其松柏なりし事は明なり。西陵は銅雀臺の西方なる曹操の墓にて、唐人の詩には、北登銅雀臺、西望青松郭、總帳空蒼々、陵田紛漠々。王無競銅雀臺舞餘依帳泣、歌罷向陵看、蕭索松風暮、愁煙入井欄。鄭愔 同題西陵松橫冷、誰見綺羅情。王勃 銅雀臺高堂西北望、流涕向青松。同況向松日暮、悲吹坐蕭々。袁暉 同題などと云へり、是皆曹操が墓に松を植ゑたりし證なり。又曹操が寡婦詩に、高墳鬱兮巍々、松柏森兮成行とあり、曹植は曹操が次子、是皆魏人の松柏を種ゑたりし明文なり。更に六朝に至りても、陸機が門有車馬客行に、墳壘日月多、松柏鬱芒々と云ひ、文選張載が七哀の詩に、丘隴の荒れたるを哀みて、顧望無所見、唯覩松柏陰と云へる呂向が注に、松柏墓丘所生と云ひ、又阮籍が詠懷十七首の中に、登高臨四野、北望青山阿、松柏翳岡岑、飛鳥鳴相過と云へる李善が注に、應劭風俗通曰、葬於郭北々首、求諸幽之道といへるなど、皆是松柏の墓木なるを證せる者にして、謝靈運は廬陵王墓下作に、徂謝易永久、松柏森已行と云ひ、顏延年は拜陵廟作に、衣冠終冥漠、陵色轉蕙青、松風邊路急、山煙冒壠生と云ひ、江淹は潘岳が悼亡の詩に擬して、殯宮已清肅、松柏轉蕭瑟と云ひ、又文選丘遲が與陳伯之書に、將軍松柏不翦、親戚安居とある五臣注に、松柏不翦、謂不毀損其先代墳墓也と云ふ、以

上は皆晋宋齊梁人の詩文なれば、六朝時の墓木も松柏なりし事明に、唐人に至りては、詩文の今に傳はれる者甚多く、松柏を墳墓に云へる者枚舉に暇あらざれば、一々には挙げ難けれども、有名人の作を一二代表として示さば、沈佺期が邙山に、城中日夕歌鐘起、山上唯聞松柏聲、邙山は洛陽城外なる墳墓地なり、張說が過漢南城歎古墳に、松柏剪無餘、碑記滅無傳、張九齡が過樊妃墓に、牢落山川意、蕭疎松柏陰、李白が過四皓墓に、隴寒唯有月、松柏漸無煙、杜甫が重過昭陵に、再窺松柏路、還見五雲飛、王維が哭殷遙に、送君返葬石樓山、松柏蒼々賓駄還、韓愈が大行皇太后挽歌詞に、秋天笳鼓歇、松柏徧山鳴、白居易が和元九悼往に、舊宅牡丹院、新墳松柏林、此外柳宗元が寄許京兆孟容書にも、先墓在城南、無異子弟爲主、獨託村鄰、自謫逐來、消息存亡、不至鄉閭、主守者固以益怠、晝夜哀憤、懼便毀傷松柏、芻牧不禁、以成大戾などあり、かく一と渡り見流したる處のみにても多く、唐代の状態は、以て悟るべきに非ずや。是より以後五代宋元明清、今に至りて尙然り、其は際限も無ければ、一々之が例證を擧げざるべきも、松柏の古今を通じて墓木とせられしは、甚だ明瞭なる事實なり。

但かく云へばとて、松柏以外は墓木に用ゐずといふには非ず、前に引きたる諸文の内にも、古詩十九首には白楊あり、爲焦仲卿妻作には梧桐あり、王勃が銅雀臺妓の詩には松櫟とあり、尙唐人の詩には、朱子奢が文德皇后挽歌に、寒光向壟沒、霜氣入松楸などあり。凡そ是等の木は皆墓木に植ゑらるゝ者なれど、主木は松柏なりしにて、阮籍が詠懷の詩の李善注には、仲長統の昌言を引て、古之葬、植松

柏梧桐以識墳とありて、左右種梧桐といへるに裏書せり。されど松柏梧桐のみにはあらず、周代頃には、檜樹を多く植ゑたりと覺しく、左氏傳哀公十一年伍子胥の誅せらるゝ處に、將死曰、樹吾墓檜。檜可材也、吳其亡乎とあり。材とは棺材を云ひ、吾墓木の成長して棺材とならん時、吳王も亦死ねべき時が到来せんぞと云へるにて、檜は棺材に適したる木と思はれ、墓地に檜を植るは、やがて棺材にする意にて、同左傳哀公二年に、夏齊姜薨、初穆姜擇美檜以自爲櫬與頌琴、季文子取以葬、又同四年秋定姒薨、不殯于廟、無櫬不虞、云々、初季孫爲己樹六檜於蒲田東門之外、匠慶請木、季孫曰略、匠慶用蒲圃之檜など見ゆ。櫬は親身棺にて、貴人は棺を幾重にも作り、親身棺は其尤も内に在る棺なれば、早く朽ぬ様とて、好き木を擇べる者から、生前豫め其棺材を用意すとて、穆姜も季孫も己が死後の爲にと植ゑ置きたるなり。檜の棺材に適する木なる事知るべく、此は墓所に植ゑたるならぬと、墓所に植る木は、其人の棺にはならぬが、何れも棺材となるべき木なり、されば松柏を植るも尙其意にて、松柏は棺材に適する木なり、何となれば、禮記喪大記に、君松樟、大夫柏樟、士雜木樟とあり、松柏は親身棺とはならずとも、樟材には之を用るしなり、漢代には黃腸といふ事あり、黃腸は柏の白膚を除き、中心の黄なる處のみを用るし者にて、上等の樟材として、天子も之を用ゐらる、さて檜は何如なる木かと問へば、左傳の正義に、釋木云、槐小葉ナエチ曰、檜、郭璞曰、槐當作楸、細葉者爲檜、又云、大而誠ナシヘ楸、小而誠ナシヘ檜、樊光云、大老也、誠楷皮也、皮老而龜楷者爲楸、小少也、少而龜楷者爲檜、又云、椅梓、郭璞曰、即楸也。

と云へり。さては櫟と檜とは、老樹と幼樹との差にして、結局は梓樹に同じ、孟子に挾把之桐梓と云ひ、舍其梧桐養其楓棘と云へるも、梧桐也、檜梓也とあれば、梧桐梓畢竟同一なる事明に、天子の御棺を梓宮といひ、梓木を用ひて作る、故に又、梓を木王といふ、されば櫟梓同質の木にて、皆棺材となる木なり。梧桐も亦棺材とせし者にて、左傳哀公二年に、桐棺三寸、不設屬辟と見え、又莊子下に、今墨子獨生不歌、死不服、桐棺三寸而無櫛、以爲法式ともあり、此は後世上等の棺材とはせられねど、古代には貴人も之を用ひたりし事あるにや、帝王世紀には、禹衣衾三領、桐棺三寸と云へり。白楊も棺材に用ひたりし明文は無けれど、此は現實に下等の棺材には、大抵楊柳を用ひたれば、此も古に於て棺材たらずといふ事を得ざるべし。かく觀る時は、松柏を始め、墳墓に植る木は、やがては又棺材となるべき者を用ひたりと、解する事を得べくして、一種には限られざれど、兎角松柏は其主木なり。唯文選任昉が劉先生夫人墓誌の李善が注に皇覽を引て、聖賢冢墓記注曰、孔子冢在魯城北泗水南冢塋中樹以百數、皆異種、人傳言、孔子弟子異國人、各持其國樹來種之、其樹柞粉離五味櫟檀之樹、魯人莫之識と云へり。余は曲阜に往かねば、孔子の丘墓は見ざれども、誠に松柏を種えたるを聞かず、されど此は特殊の例にて、魯國はさて置き、宋齊衛陳等諸國の弟子が、思ひ思ひに其本國に宣しき木を持ち寄りて、各々其誠意を表明したる者なれば、有り觸れたりし松柏は、反て植ゑ處無きに至れる者にて、此は其のが面白さなり。禮記の檀弓を閱るに、孔子の葬に、諸弟子の各表識を爲したる事も見え、定て

異なる所あるならんとて、遠方熊と見に來し人もありし由も見え、墓上に廬して、諸弟子心喪三年を服し、服畢ても猶立ち去らざりし人さへありし事、孟子之を云へば、げに墓木の持ち寄りと云ふ事もありしるべし、されど之を以て普通の例とは見る可らず。

さてかゝる習慣ある者の眼よりして觀ば、一休ならでも、門松は恐らく冥途の旅の一里塚の觀を免かれざるべし、況や更に松門柏城と云へる語さへあるをや。そも松門柏城とは、如何なる者かと問へば、松門とは墓地の門又は寺院の門にして、柏城とは、陵所の圍牆の内などを云ひ、其名の如く松柏を植ゑある故の稱にて、貴人の陵墓は、圍牆を嚴重に作り固めたれば、之を城といふ。是等の語は唐代より起りたれば、今一二唐人の用ゐし例を擧て、之を證すべし。宋之間が范陽王、挽詞に、蒿里衣冠送、松門印綏迎、駱賓王が樂大夫、挽詞に、蒿里誰家地、松門何代丘、岑參が故西河郡林太守、挽歌に、蒿里埋雙劍、松門閉萬春、蒿里は古墓地の名なり、又權德輿が觀葬者に、塗鵠隨畫哭、數里至松門、塗鵠は古の所謂る桶の遺風にして、今は多く紙にて作り、金童玉女などとて、葬送の人夫の擔ぎ行くは、其又遺風、松獅松鶴の類も、其實は之に同じ。以上の松門は皆墓地の門を云ひ、又錢起が同季五夕次香山精舍に、松門入幽映、石逕趨迤邐、孟浩然が送朱木非遊巴東に、沙岸江村近、松門山寺深、杜甫が贊公土室に、土室延白光、松門耿疎影、元稹が送王協律遊杭越に、松門天竺寺、花洞若耶溪、戴叔倫が重遊長眞寺に、蒲淵十年雨、松門午夜風、又皮日休が寄題天台國清寺に、十里松門國清路、飯緩臺上菩提樹など

いへる類は、皆大寺の門前又は境内などに、並木や植込としてあるに因りて、寺門を松門と云へるなり。

柏城は白樂天多く之を用ゐ、其の開成大行皇帝、挽歌に、月低儀仗辭蘭路、風引笳簫入柏城、又新樂府陵園妾に、松門至曉月徘徊、柏城盡日風蕭瑟、松門柏城幽屏深、聞蟬聽燕感光陰、又許渾が懿安皇太后挽歌詞に、挽移蘭殿月、笳引柏城風などあり、皆陵墓寢園に於て之を言ひ、其他には用ゐられず、其いかめしく作り廻はされしによりて言へる事明なり。又此外に松阡といふ事もあり、阡は阡陌にて、墓地内の小路の縱横に通するを云ひ、彼國の義地（共同墓地にして、貧者の自家専用墓地無き者、行倒れ人などを葬る處なり、富豪貴人は皆専用墓地あれば、共同墓地には葬られず）などに入りて見れば、何如にも此の阡といふ事が、明に目に映じ、墓地を隴阡といふ事に、成程と首肯せらる、さて其松阡と云ひし例は、李嘉祐が故吏部郎中贈給事中韋公、挽歌に、社里東城接、松阡此地開とあり、松阡も墓道の邊に、松を植ゑある故の名なり。凡そ是等の例證を見る時は、松は彼國古今を通じて、墓地に用ゐらるる植物なるを知るべく、一休禪師ならずとも、門松は黄泉路上の堠子（一里塚）と見ゆるに非ずや。

余をして更に徹底して言はしむれば、其實門松のみならず、凡ての人家に松を植る事も、皆何如はしき事にて、禁忌に觸るべき事と思はる。何となれば、世說に下の一條あり、晋張湛好于齋前植松柏、袁山松出遊、好令人歌輓、時人謂張屋下陳屍、袁道上行殯と、齋前とは書齋の前、即ち庭園の植込なり、かく云はれしは、松柏は墓地に植る者なるに、張湛其を軒前に植ゑて賞翫せし故、彼は墓中の陳屍

にてはなく、まだ死にもせねば、あれこそ屋下の陳屍よとて、世人に笑はれたりといふ義なり、陳屍とは上に引ける古詩十九首の、松柏夾廣路、下有陳死人の陳死と同じ、生きたる野晒しの義にて、墓中の朽骨ならで屋下の陳屍といひしなり。今日我國に廣き庭園を持てる人などに、松を植ゑぬは殆ど無かるべければ、現在我國にも無數の屋下の陳屍ある次第にて、笑止の至り、捧腹絶倒の限なり。張湛や袁山松は、豁達超脱の人にて、一切御幣を擔がぬ流なれば、俗人の笑罵は、何共思はぬ故に、人に挽歌を歌はせて面白がり、俗人の忌む木を態と植ゑさせて興がりもしつらんが、我國の金持者流の大俗物が、相當に御幣を擔ぎ、縁起を祝ひながら、知らぬが佛にて、庭園に金を費して、好んで屋下の陳屍となりたがるが、何如にも面白き現象なり。之を要するに、我國の庭園は、不知不識の内に、いつの間にか、墓地に縁ある御寺臭くなり來りしを知らざるが故なり。

余がかく断言する所以は、他にあらず。是も亦足利氏中世の餘臭、今日に及びし者にて、足利義教、義政父子は、庭園盆栽に趣味深かりし人、其の義教は、鎌倉殿の所謂る還俗將軍、最初は天台座主たりしが、宗家を相續してよりは、足利家代々の宗旨なる禪宗に立ち返り、受戒を夢窓國師の龕前に授かり、常に禪僧と親しみ、禪寺に出入して、禪寺御成といふ事殆ど虚日なかりしは、蔭涼軒日錄の詳記する所、室町將軍の屋形の窮屈さに苦しみては、禪院の風景殊に延びやかなるにあがれ、山海珍味に飽きたる口には、禪寺の精進料理ゆかしく、禪僧の仕立つる盆栽の、何と無く俗氣なきに見取れては、自己の盆

裁を、蔭涼軒に預け置かゝる程の、禪宗心醉者、其子義政は、幼にして兄に代りて將軍となり、世に困苦艱難ある事を知らぬ人、由來富貴の家に生るゝ者は、奢侈に陥り易き習にて、建築を好み、居室を飾り、高倉殿の造作には、障子にのみも莫大の金を費したる事あり、奢侈の資料に事を缺き、屢次日本國王と稱して、明朝に使を遣りて、乞食臭くも、十萬貫の錢を乞ひたる人、其又入明が、天龍寺を始め、其他の禪寺に大利益ある者とて、禪寺禪僧は、競て入明費用を負擔し、爭て船を出さん事を請ひ、正使副使以下の使人、大抵禪僧を用ゐたれば、其等の人選は、鹿苑院蔭涼軒の推薦多く、殊に蔭涼軒は將軍の祕書の如し。隨て義政は、禪僧に親しみ深く、父の時より一層進みて、蔭涼軒の眞蘂などは、殆ど白衣宰相の評ありて、政事に迄も口入するに至り、應仁の亂の一端は、此邊よりも胚胎せる勢。かゝる人なれば、夢窓國師をば、上無く尊敬し、夢窓が會て住持せし寺院には、竹木一本を動さしめず、池に飼へる水鳥の數をさへ減ぜしめぬ法を定むる程の信仰者。さて東山に隱居の身となりては、出家剃髪して、表面より僧侶と均しく、其の山莊の銀閣には、觀音大士を居ゑ付けて、之を佛寺に擬し、諸室の名さへ、當時の名僧を召して擇ばしめ、庭園を作りては、専ら範を禪寺に取り、河原善阿彌などを、各處の禪寺に遣りて、其一草一木を植るにも、某寺のはかく、某院のは云々と、一切其風を模したり。是に於て前將軍の庭園は、殆ど山寺に異ならず。又茶室を作りて、禪庵に擬し、天下の亂も知らぬげに、茶を煎じ花を挿して風流とす。當時の天下は、所謂る下剋上の世の中にて、武人跋扈し、競て搶奪を事とし、偏

に腕力を恃みて、義理人情を没却し、兄弟牆に闇き、墻裏の間も、敵國となり、京洛の内も、干戈の巷となり、切取り強盜は、武士の習、人倫變じて豺狼となる、凄まじなんど、謂ふばかり無し、此時に當り義政一人は、「東山風に靡くや茶の烟」にて、物外に超然として、禪僧を友とし、書畫を弄び、泉石に對して、茶を啜り句を鍊る、其外は殆ど事を事とせざりければ、げに風流と云はゞ風流、當時に在ては、高尚とも閑雅とも、此に越したる者は無りしなるべし。されば斬つたり、張つたりの戰國時代に在りては、殆ど振り返る人も無かりつらんが、少し世の中靜まり氣味となりては、此殺風景にあされ果て、如何にして此荒びたる人心を緩和すべきとは、心ある人の皆期せずして會する想なるべし。さてこそ木下秀吉など迄が、柄にも無き猿の人真似、舊足利殿中の同朋衆などを駆り集め、茶の湯の會といふ事を始めたるなれ。是より諸大名衆も、茶事を習はざるを得ずして、千の利休などが、大幅を利かし、宗匠となりて之を教へ、東山殿を風流の標的と定め、作法は足利の式に依り、茶室は貧僧の庵室に倣ひて、必四疊半とし、茶器は建盏天目、唐物の使ひ古るしを、わびと稱して珍重す。秀吉は桃山時代を作り、英邁なる性質、豪奢を極め、此の如き小天地に局促たる人にはあらねど、英雄人を欺く手段として、時には一時の方便に、此の如き事を遣りし者。爾來徳川氏も、是等慣用手段を用ひ、腕拳のみ強き武人の懷柔策として、此緩和劑を投じたれば、足利氏は滅びたれども、東山殿の式は滅びず、茶室庭園悉く其規模に因れるが故に、山寺庵室の風が、富豪貴顯の家にも入り、終は船板屏に見越しの松が、妾宅の例と

なる迄に至る、變れば變はる世の中といふべし。

かく云はゞ、世に庭園を持てる人、庭園に松を植ゑ置ける者は、打腹立ちて、か程目出度き松を、縁起でも無い、墓場に植る木の、山寺の木のと、けちを附くる事よと、不興に思はんが、一步退て考て見給へ、我國にて常盤の松、色かへぬ松など、目出度き事に云ひたりとも、畢竟は創作に非ずして、如^ニ松茂^ニ矣とか、如^ニ松柏之茂^ニとか云へる詩經の翻譯にして、詩經渡來以前に、我國にさばかり賞翫したる例ありや如何、其創作國なる彼國の事實が、古今を通じて前述の如く、我國今日の庭園が、東山式を規模とする以上、此譏は免れ能はざる所。但松は四時に亘りて色かへぬのみならず、頗る風致に富みたる木なれば、野中に在りても、山の上に在りても、谷間に在りても、將又絶壁に懸りても、何れも面白き者なり、此意味に於て之を賞翫するは、是風致を愛するなり、目出度きが故に非ず。古より松を愛する人多きは、大抵此が爲にして、陶淵明が三逕就荒、松菊尚存といひ、撫^ニ孤松而盤桓といへる類、如何にも遁世者には、ふさはしき言ひ振りなり。されば道士佛子隱者の門庭に植ゑらるゝ事はざる事にて、大抵は態と植ゑ付けしには非ず、かゝる世捨人は、本來俗境を離れたる、幽閑なる山野の間に住む者なれば、自然に松は其邊に生ひたるなり。縱し植ゑ付けたりとも、超脫洒落張湛其人の類にて、俗間の禁忌などに拘はらぬ者のする事なり。然るに遁世者にもあらぬ、市井都門の塵土に染れる輩、平生は御幣を擔ぎ、縁起のみ口にする大俗のやからにして、庭園を作る時のみは、不知不識の間に、屋下の陳死たるを

免れず、笑ふ可き事甚し。されど余がかく笑ふは、門松を一切立つ可からず、庭園に松は植う可らずといふには非ず、門松を立つる理由も知らず、庭園に松を植る所以も知らず、偏に松を目出度き物とのみ心得て、之を立て之を植る者を笑ふなり。

昭和三年一月門松を看つゝ

中島竦稿

かく草したる後に聞く處に據れば、文中どんと燒道祖神焼の事は、各地に其事ある由にて、東京には之を焼くべき廣場も無く、火事の虞もある事故、昔より去る習は無き事なれど、同じ武藏の内にても熊谷邊にては、三四十年前には、國道以外に於て、注連縄を張りて、交通を遮断し、一時人の往來を許さず、かくて一兩日を置きて、正月十五六日の夜に至り、松飾一切を燒棄つ、之をさへの神といひしといふ。さへの神は、即ち道祖なり、さへの「さへ」は、遮^サぎるの「サヘ」に同じ、障^サ碍の義、道祖は道路の安全を護る神なれば、旅行く人は、此地に於て幣^{スサ}を手向けて、餞別する習、されば又惡魔や邪氣の來り犯さんとする時も、此神此地を通過せしめざる事とも掌る。此事も亦神代の卷に出でたる故事にて、自此以還、雷不敢來、是謂^{フナト}岐^{ナト}神、此本號曰^{クナト}來名戸之祖神焉日本とある黃泉路の惡雷凶鬼を逐ひ返したる岐神、即ち道祖にて、來名戸の來名は、即ち來勿^ナなり。されば門松燒棄の惡魔拂ひなる事益

明に、又熊本縣にては、十四日にどんどやと稱して焼き、門松一切の外、更に太き孟宗竹を持って来て之に加へ、爆發せしめて大音響を起さしむる由、是益爆竹の遺風なる事を知るに足れり。又四國邊にても、諸家の松飾を、小兒の貰ひ受けて、一緒に焼く由、此風習恐らく諸國に皆あるべし、今本文の補遺にと、大體を追書する事此の如し。

竦再識

附金人金仙の補識

余裏に金人の事を述べて、此事に對する漢書の記載は、別に記憶に留まらざりし故に、大抵他に記述無かりしげに思ひ、前に述べたる如く、五行志以外は、さしも點檢せざりしかど、其後更に通覽して、下の三條を得たり。其一は郊祀志にて、武帝の甘露元年に、建章未央長樂宮鐘虞金人、皆生毛長一寸所、時以爲美祥とあり。此に據れば一見建章宮未央宮長樂宮の三處、いづれにも銅人ありしげにも聞ゆれど、其實建章宮は、武帝の創建にて、高祖頃より有來りし者に非ず、されば其處に銅人ありとも、其は始皇の作られし金人にはあらずして、承露盤を捧げたる僕人、高さ三十丈の銅柱の上に載せられし銅像なるべし。又未央宮には、外に金人を移し居ゑられたる證文無ければ、此は全く銅人を置かれたる事無く、鐘虞のみを置かれたるなるべく、唯長樂宮のこそは眞の始皇が金人の移されたりし

なり。其證明となるべき者は、次の一條の文即ち王莽傳中の一節是なり、其文に曰く、莽夢長樂宮銅人五枚起立、莽惡之、念銅人銘有皇帝初兼天下之文、即使尚方工鑄滅所夢銅人膺文と、此文僅に四十字に過ぎざれども、仔細に考ふる時は、頗る發明する所あるに足れり。此の兩文を合せて之を觀るに、長樂宮前に確に始皇の鑄造せられし金人ありし事を證すべく、又此金人を漢書も、後漢書と同じく銅人と稱せし事ありしを知るべく、しかのみならず、從來此銅像は、立像なりしか、坐像なりしか、判然ならざりしが、此文に據りて、坐像なりしを推定せらるゝに至れり。何となれば、初より立ちて居つらんには、更に起立といふ事あるべからず、坐像なりしからこそ、其像が俄に立ちて己に適りたる様に覺えて、さすが剛復我慢の王莽も、夢中ながら薄氣味悪しく、寤ての後も空恐ろしくなりて、其銘文を削り取らせて、之を厭勝するに至れるなれ。想ふに當時王莽は、漢の天下を横領して、我物とのみ思へる處に、此は世に我に迫りて天下を奪はんとする者ある徵候ぞと心得て、殊に其銘文の初兼天下てふ四字が、氣がかりとなりて、其を打消させたるならん。又此文に據りて始皇の金人に銘文ありし事も發明せられ、其又銘文は、像の背後に在りしにはあらで、胸前に在りし事も、其膺文と云へるにて知られたり。膺は胸なり、胸に在る銘文なれば、之を膺文と謂ふ。更に之に由て推せば、此銅像の襟は合はずして開きたりし事疑無く、其の開きたりし處に、銘文は鑄出されしか、刻まれあらしかなるべく、所謂る夷狄服も、匈奴は塞地なれば、襟を合せて肌膚を露出せず、膺文を書かんに

便惡しかるべきし、然るに佛は同じ夷狄の人ながら、匈奴とは異なり、偏袒右肩なるもあれば、胸間をくつろげたるものあり、膺文を書くに、至極適せり、余又此に據りて佛像を模型としたりといふ一傍證を得たり。さて其銘文は、如何なる者なりしか、知らま欲しく思ひしに、其も亦端無く陳勝項籍傳贊の注文中に發驗せられたり、即ち同贊に賈誼の過秦論を引て、收天下之兵、聚之咸陽、銷鋒錠、鑄以爲金人十二とある註に、三輔黃圖云、坐高三丈、其銘曰、皇帝二十六年、初兼天下、改諸侯爲郡縣、一法律、同度量、大人來、見臨逃、其長五丈、足跡六尺と見えたる是なり。此文の初兼天下の四字、正しく王莽傳に符合すれば、王莽傳の銅人即ち長樂宮前の銅人は、始皇の創作せる金人を移建せし者なる事明にして、毫も疑ふ可き餘地なく、其高は此文に因りて又三丈なりし事を如り得たり。何の書にてありしか今記憶せざれども、西京雜記を引て、始皇の金人を高二三尺と書きしを見し事あり、恐らく二三丈の誤なりしなるべし。天下の兵を盡く咸陽に集めて、鑄潰して造れる銅像が、僅に二三尺の者十二軀に過ぎざりきと云はゞ、さても大亂麻の如くなりし戰國といはるゝ世の兵器は、後世の太平時の兵器より少かりし者よ、況て史記は重さ各千石と云へるをや。魏の明帝が重くして致す可らずとて、灞水の邊に打ち棄てたりしは、二三尺の銅像をば謂はざるべく、秦の始皇はさばかり小き像などを作る人柄には非ず、上には萬人を坐せしむべく、下には五丈の旗を建づべしといふ、高壯無比の阿房宮前に、二三尺の銅像を、十二並べ据ゑたりとて、何の映があるべき、二三尺は餘りに始皇帝を

さげすみたり、高三丈とあるを當れりとす。但此銘文恐らくは其全文にはある可らず、然らざれは不備の文なり、足跡六尺のみにては事足らず、之に形どりて作れる由の語無かる可らず、若し結尾まで完全ならば、瑞祥として喜びて作れるか、將た厭勝として作れるか否かも判然たるべきを、惜い哉。

更に金仙の事に就て、一則を補はん、近頃圓仁（叡山の慈覺大師）の入唐求法巡禮行記を見しに、左の一節あり、二月、駕幸右街金仙觀、是女觀、觀中有女道士、甚有容、天子召見入意、勅賜絹一千疋、遂宣中官令修造觀便通内、特造金仙樓、其觀本來破落、令修造嚴麗、天子頻駕幸、向後駕幸左街興唐觀、是道士觀、又賜千疋、特令修造、銅鑄聖容、作聖容、當庄校（此三字可疑、想ふに聖容鑄造の費用として、庄園を充當せられたりなどいふ意ならん）奇絕城中諸寺、七月十五日供養、諸寺作花蠟、花餅、假花菓樹等、各競奇妙、常例皆於佛殿前鋪設供養、傾城巡寺隨喜、甚是盛會、今年諸寺鋪設供養、勝於常年、勅會諸寺佛殿供養花藥等、盡般到興唐觀祭天尊と、是唐の武宗が會昌三年の記事にて、武宗は道士に歸依して佛法破毀を謀りし人なれば、僧徒より之を觀れば、惡魔外道と見ゆるなるべし、されば此文中にも、女道士甚有容、天子召見入意など、中傷の筆つきも見ゆれど、大體には當時の狀態此の如くなるべく、右街左街は、長安大路を二に割りて、西側を右街、東側を左街とし、左街に興唐觀あり、右街に金仙觀あり、觀は觀臺樓觀の觀にて、仙人好樓居といふよりして、道士の所住は多く二階建故、凡そ道士廟を觀といふ。此の二觀は、僧司の兩僧錄の如き者にて、

道士の本山とも云ふべく、老子の本名は李耳にて、唐代の先祖なりとて、左街の道士廟を興唐觀と云ひ、右街のは彼の金仙公主の住みし跡とて、女道士の住む所とし、之を金仙觀と云ひ、更に金仙公主の爲に、特に金仙樓を起したりし者と見えたり。當時武宗は道教を信じ、歸趙真を用ひて道門の教授先生としたりなどせし時なれば、其銅像をば興唐觀に建てさせなどせし事、實にさも有りつらん、七月中元の供養を、佛寺より奪ひ去りて、興唐觀にてせさせたる事も、正に然るべし、されど之を以て總て女道士の容色に魅せられたる故とは云ひ難し。兎角佛子道士は相似たる處あるよりして、一方榮えて一方衰ふれば、衰へたる方は必之を恨み、嫉視仇視は免れぬ勢。耶律楚材が西遊錄を見るにも、楚材は公平の人而在りながら、其身佛教信者なるが故に、長春真人丘處機に不満の語多し。金仙の名の搶奪、金狄の醜詆、由來久しく、獨宋代より始れるにあらざる事は、此記事を觀るに付けも想到せらるゝなり。